

監査委員公表第8号

## 監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年8月24日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎  
同 柳下 雅子

- 1 監査の期間  
平成29年8月1日から8月23日まで
- 2 監査等対象機関  
企画部財政課
- 3 監査等の種別  
定期監査
- 4 監査等対象  
平成28年度の財務及び事務の執行状況
- 5 監査の方法  
対象部課等から関係書類の提出を求め、収入、支出、会計事務処理、契約、事務事業執行、補助金等、財産管理に主眼を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取した。
- 6 監査の結果  
おおむね適正に執行されていると認められた。  
○軽微な留意事項は 口頭により指摘又は指導した。